お客様 各位

株式会社小笠原自動車教習所

新型コロナウイルス感染防止対策について

拝啓　ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。また、弊社教習所をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

政府の緊急事態宣言に基づき山梨県知事より緊急事態処置として『外出自粛要請』『休業協力要請』が発出され、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、お客様と従業員の安全及び健康を守るため、臨時休業しておりましたが2020 年 5 月 12 日、山梨県知事より当業界団体に対し休業協力要請が解除されましたので、2020年5月15日より営業を再開いたします。つきましては、営業再開の要件として感染拡大予防ガイドラインに基づいた対策の実行が求められておりますので、当施設をご利用のお客様には感染拡大予防のために下記の事項を遵守していただくようお願いいたします。ご不便やお手数をお掛け致しますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。　　　　　　　　　　　　　　　　　　敬具

記

【感染防止対策】

1. マスクの着用

マスクの着用がない場合、教習・講習の受講ができませんので必ず着用をお願いします。

1. こまめな手洗い・手指の消毒、社会的距離の確保
2. 体調にいつもと違った変化がある場合には受講をお控えください

発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても風邪の症状（せき・のどの痛み）、嘔吐、下痢等の症状、味覚・嗅覚異常などがある場合は受講の中止をお願いします。その場合のキャンセル料等は頂きません。

1. 県外への移動歴等のある方の受講の保留

直近の2週間以内に県外へ移動したことがある方や県外居住者と接触した方、または教習所へ通われている期間内に県外へ移動する予定がある場合には、状況をお聞きした上で期間をあけて教習・講習の受講をお願いする場合があります。

1. 施設の案内や備品等の使用制限に従っていただくこと

教室や備品等を使用するうえで、感染防止対策のための案内や利用制限を設けていますが、掲示されている指示等に従っていただくようにお願い致します。

1. その他

感染防止対策の為に上記以外のことをお願いする場合があります。

山梨県知事より再度営業自粛要請があった場合には営業自粛することがあります。